

## 学校法人神野学園役員退任慰労金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人神野学園の理事、監事（以下「役員」という。）の退任慰労金の支給に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、役員は、以下各号のとおり区分する。

- 一 理事長
- 二 専任役員（専ら役員としての職務に服する常勤役員）
- 三 職員兼務役員（学校法人神野学園職員就業規則第2条第1項に規定する職員としての職務を本務とする役員）
- 四 非常勤役員（常時勤務に服さない役員）

(退任慰労金)

第3条 前条第1項第一号から三号に定める役員が退任したときは、次条以降に規定する額を退任慰労金として支給する。

(理事長及び専任役員の退任慰労金)

第4条 理事長及び専任役員の退任慰労金は、以下のとおり計算した額とする。

$$\text{退任時の役員報酬月額} \times (\text{在任月数} \div 12) \times 1.2$$

(職員兼務役員の退任慰労金)

第5条 職員兼務役員の退任慰労金は、以下のとおり計算した額とする。

$$200,000\text{円} \times (\text{60歳を超える在任月数} \div 12)$$

(区分変更があった場合の退任慰労金)

第6条 役員在任期間中に第2条に定める区分に変更があった役員の退任慰労金の額は、それぞれの区分に応じて計算した額を合算した額とする。

(在任月数)

第7条 退任慰労金額の計算において、在任月数は、就任した日の属する月から、退任した日の属する月までの月数とする。

2 第5条の計算において、60歳を超える在任月数は、60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日から退任の日の属する月までの月数とする。

3 第6条の計算において、変更後の区分の役員に就任した日の属する月は、変更後の区分の在任月数に算入し、変更前の区分の在任月数はその前月までの月数とする。

(特別功労金)

第8条 在任期間中、特に功労のあった役員には、退任慰労金の他に特別功労金を

支給することができる。

- 2 特別功労金の支給及び額については、その役員の功労に応じて理事会が定める。  
(退任慰労金の支給制限又は減額)

第9条 退任慰労金は、次の各号の一に該当する場合には支給しない。

- 一 禁固以上の刑に処せられたことによる退任
- 二 在任1年未満の退任
- 2 役員が、学校法人神野学園寄附行為の規定により解任された場合には、理事会の議を経て、退任慰労金の全部又は一部を支給しないことができる。  
(死亡)

第10条 役員が死亡した場合には、その遺族に退任慰労金を支給する。この場合、退任慰労金を受ける順位は、民法の規定による。

(退任慰労金の支給日)

第11条 退任慰労金は、退任又は死亡の日から80日以内に支払うものとする。  
(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成2年5月28日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和2年4月1日から施行する。